

MMC ニュース 経営情報

2026年9月号

〒101-0051

東京都千代田区神田神保町 2-20

ワカヤギビル 504

<https://www.mmc-office.co.jp>

有限会社MMC

法人の役員報酬 定期同額給与の例外規定 産休取得した役員の報酬は？

法人の役員報酬は定期同額支給とし、改定は決算時のみである事をご存知のことと思います。例外として、「①臨時的な事由による改定」、「②業績悪化による改定」は認められます。

①の臨時改定事由とは、役員が病気で入院したことやその他の事由により、当初予定されていた職務の一部又は全部の執行ができないこととなった場合が該当します(国税庁「役員給与に関するQ&A」Q5より)。

「病気で入院したことや“その他の事由”」とあるように、病気で入院に限りません。産休により、当初予定されていた職務の一部又は全部の執行ができなくなった場合には、役員給与の減額又は支給しないことは臨時改定事由による改定に当たります。つまり、役員が産休を取得し、当初予定されていた職務執行が一部できない状態となったことで、取締役会で役員給与の減額を決議した場合と、その産休から復帰後に従前と同様の職務執行が可能となったため、産休前と同額の支給を決議した場合は、基本的にはいずれも臨時改定事由による改定と認められると考えられます。逆説としては、「産休取得した役員の報酬は減額すべき」と税務署は主張してくる

ことが考えられます。これは個人事業者における“専従者給与”も同様です。

②の業績悪化事由とは、それまでの平均売上が、半分以下になった場合が当てはまるとされます。“半分以下”との明確な数値はコロナ禍に示されました。近年の円安や物価高騰を原因として平均売上が半減した場合も当てはまると考えます。

熱中症も怪我と認定 損害保険金の対象

近年の猛暑の影響により業務中・日常生活を問わず熱中症の発生リスクが高まる中、熱中症に対する対策や補償は社会的ニーズとなっております。顧問先の皆様におかれましても、業務中の熱中症発症リスクの軽減措置を講じていらっしゃる方はいるかと存じます。しかし、近年の猛暑では、同措置を講じていても発症を防ぐことが出来ないケースもあるかと思えます。こうした状況を踏まえ、一部の損害保険会社では、熱中症を事業総合保険の「ケガの補償」の対象とする約款変更が行われ、保険料の追加なく補償されています。

皆様の会社で、上記の対象になる得る保険に加入している場合は、保険会社からの案内等を確認してみると良いかと思えます。

熱中症による入院や治療が必要になった場合、上記とは別に“医療保険”の対象になる場合もあるかも知れません。そちらも合わせて確認しておくとい良いでしょう。

国家公務員離れ 政府の離職対策 時短勤務や無給休暇

「キャリア官僚」と呼ばれる幹部候補のうち、採用から10年未満の退職者は増加傾向で、2023年度は203人に上っています。実務の中核を担う30～40歳代の割合は2016年度の53%から2025年度は42%に低下し、中堅世代の不足が深刻化しています。また、若い世代の国家公務員離れも深刻です。この状況を食い止めるため、政府が離職対策や人材確保に向けた取り組みに本腰を入れています。

内閣人事局は「多様な人材の活用」や「働き甲斐の向上」など4本柱の改革案を発表しました。短時間勤務の対象拡大に向けて検討し、2030年中に結論を出すことを盛り込みました。多様な働き方を可能にすることで、仕事と育児・介護が両立できる環境整備を目指します。人事院も8月の勧告で理由を問わずに取得できる年7日の「無給休暇」を2027年度に新設することを求めており、育児や介護などでの利用を見込んでいます。また、離職の一因となっている転居を伴う異動を巡っては、経済的負担を軽減するために、手当の新設を促しています。

現役税務署員が書いた本 誰も興味を抱く内幕 フォレスト出版¥1,540

様々な仕事に就いている“現職者”が仮名で、その商売の内幕を記すシリーズ。以前、現職銀行員の著書をご紹介しましたが、今回は現職税務署員が書いた「税務署員うつうつ日記」。ご興味ある方はごいつ讀ください。

(まえがき)抜粋

本書では、30年超に及ぶ税務署員人生で私が実際にこの目で見て、肌で感じた「ありのままの税務署」を描きたいと思う。私はこれまで、滞納者と対峙する徴収部門や、企業の税務調査を行なう法人課税部門、窓口に立つ管理運営部門など、税務署内のさまざまな現場を渡り歩いてきた。現役だから語れる現場の空気、日々の業務の手触り、そして感情がある。正体を秘すことで、署長の顔色も、上司である統括官の評価もきれいさっぱり忘れて、遠慮忸度なく綴りたい。

(目次)抜粋

某月某日：税務署員のある一日

某月某日：納税者が悪い？税務署が悪い？

某月某日：逃した獲物(電撃トレード決定)

某月某日：差し押さえ(税務署の真骨頂)

某月某日：お殿さま(税務署長はキャリア官僚)

某月某日：銀行調査(銀行マンの冷静な対応)



某月某日：ピンサロ調査(サービスは受けてもいいか?)

消費税の経過措置 インボイス未登録者への支払に 係る仕入税額控除 段階的に縮小

2023年10月1日に導入された消費税のインボイス制度。本来、免税事業者(インボイス未登録者)に支払う仕入税額控除は一切認められないところでしたが、国民感情や小規模事業者への配慮から、免税事業者への支払であっても仕入税額控除を80%認める経過措置が講じられてきました。しかし、その経過措置も2026年10月1日の支払から段階的に縮小されてしまいます。その結果、支払者(買い手)の納税負担が増加することになります。具体的な例をあげて説明すると以下のとおりです。

(設例)

課税事業者である買い手が免税事業者に支払う年間経費が550万円(内消費税50万円)の場合

	50万円の うち認めら れる控除 額	認められる 控除割合	買い手 負担額
～2026年9月	40万円	80%	10万円
～2028年9月	35万円	70%	15万円
～2030年9月	25万円	50%	25万円
～2031年9月	15万円	30%	35万円
2031年10月～	0万円	0%	50万円

免税事業者等との取引継続や取引条件について検討を要することは、インボイス制度導入時から分かっていたことですが、2026年10月1日から段階的縮小が行われることとなりますので、改めて取引先との話し合いを行う必要があるかも知れません。



MMCホームページ



YouTube



10キロやりました